

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月29日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第17号

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則

聖籠町行政組織規則（平成10年聖籠町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中

「

- (12) 指名委員会に関する事。
- (13) 廃置分合に関する事。
- (14) 町有財産の管理及び処分に関する事。
- (15) 庁舎維持管理に関する事。
- (16) 町有建造物の営繕及び新営工事の設計、監督等の指導及び助言」に関する事。
- (17) 公有車の運行管理及び職員の運転管理に関する事。
- (18) 職員の定数、任免、服務及び分限等に関する事。
- (19) 職員の給与及び勤務時間に関する事。
- (20) 職員の年金、共済及び退職手当に関する事。
- (21) 職員の公務災害及び労働安全衛生に関する事。
- (22) 職員の研修に関する事。
- (23) 職員の出張旅費に関する事。
- (24) 請願、陳情等に関する事。

」を

「

- (12) 入札参加申請及び請負業者指名選定委員会に関する事。
- (13) 入札監視委員会に関する事。
- (14) 廃置分合に関する事。
- (15) 町有財産の管理及び処分に関する事。
- (16) 庁舎維持管理に関する事。
- (17) 町有建造物の営繕及び新営工事の設計、監督等の指導及び助言に関する事。
- (18) 公有車の運行管理及び職員の運転管理に関する事。
- (19) 職員の定数、任免、服務及び分限等に関する事。
- (20) 職員の給与及び勤務時間に関する事。
- (21) 職員の年金、共済及び退職手当に関する事。
- (22) 職員の公務災害及び労働安全衛生に関する事。
- (23) 職員の研修に関する事。
- (24) 職員の出張旅費に関する事。
- (25) 請願、陳情等に関する事。
- (26) 行政相談員に関する事。

」に改め、

「

- (5) 市町村合併に関する事。
- (6) 地方分権に関する事。
- (7) 行政改革に関する事。
- (8) 男女共同参画に関する事。
- (9) 情報政策に関する事。
- (10) 行政評価に関する事。
- (11) 電源三法及び石油備蓄交付金に関する事。
- (12) 総合教育会議に関する事。
- (13) 行政不服審査会に関する事。

」を

「

- (5) 地方分権に関する事。
- (6) 行政改革に関する事。
- (7) 男女共同参画に関する事。
- (8) 情報政策に関する事。
- (9) 行政評価に関する事。
- (10) 電源三法及び石油備蓄交付金に関する事。
- (11) 総合教育会議に関する事。
- (12) 行政不服審査会に関する事。

」に改め、

同条の次に次の1条を加える。

(地方創生戦略監の設置)

第3条の2 本庁に地方創生戦略監を置く。

2 地方創生戦略監は、上司の命を受けて、聖籠町まち・ひと・しごと総合戦略の事業その他地方創生に関する事業の企画及び調整を行い、課長等を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。